

令和元年度第十二回（三月）

諫早市農業委員会総会

議事録

令和元年度諫早市農業委員会 第12回総会議事録

1 開催日時 令和2年3月27日(金) 開会 午後2時00分～閉会 午後3時20分

2 開催場所 諫早市役所 本館8階 8-1会議室

3 出席委員 (18人)

会 長 20番 山開博俊

会長職務代理者 19番 小森俊夫

農 業 委 員 2番 久保 繁 3番 中尾貞治 4番 久本純造

5番 立森和富 6番 前田貞松 7番 末永 進

8番 菅原篤博 9番 長谷川 博 10番 山口勇満

11番 西村ふじ子 12番 馬場誠治 13番 増山太大

14番 横田親紀 15番 澤久 進 16番 西尾正信

18番 野副栄治

4 欠席委員 (2人) 1番 池田つや子 17番 池田武弘

5 付議事件

第1号 農地法第3条の規定による許可申請書審議の件

第2号 農地法第5条の規定による許可申請書審議の件

第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等審議の件

第4号 農地中間管理事業に係る「農用地利用配分計画」に対する意見聴取の件

第5号 地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件

第6号 農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件

6 報 告

第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件

第3号 農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件

第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件

第5号 農業用施設届出書受理の件

第6号 非農地通知申出書受理の件

第7号 非農地通知書送付の件

第8号 農地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への
情報提供の件

7 そ の 他

8 事務局

局長 宇野和利 次長 寿柳知己 主任 半田智也
事務職員 中山幸一 事務職員 山内 裕

9 議 事

(開会)

議 長 これより、「令和元年度 諫早市農業委員会 第12回総会」を開会いたします。
 総会の定足数について、事務局より報告願います。

事 務 局 総会の定足数につきまして、ご報告いたします。
 農業委員会の在任委員20名中、18名の出席で定足数に達していますので、総
 会が成立していることをご報告いたします。

 なお、1番・池田つや子委員、17番・池田武弘委員から欠席の届出があつてお
 ります。以上で、報告を終わります。

議 長 それでは議事に入る前に、諫早市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規
 定の議事録署名人を定めたいと存じます。

 私に、ご一任いただければ指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

 (「異議なし」と言う者あり)

議 長 異議なしということですので、議事録署名人に2番・久保繁委員、18番・
 野副栄治委員のご両人をお願いいたします。

 それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される際は、挙手をし、議長の
 許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

 また、発言は、簡明に、議題外、又はその範囲を越えないようにお願いします。

(議案第1号) それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を議題
 といたします。事務局から、説明をお願いします。

事 務 局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。

 1番、諫早地区、本明町の農地2筆、2,714㎡について、耕作に便利のため、
 購入する申請です。権利取得後の農地面積は16,345㎡で、農業委員会が定め
 る下限面積を超えています。トラクターやコンバイン等の機械は所有されており、
 家族と一緒に農作業をされています。また、農業に60年間従事され、譲受人宅か
 ら申請地までは車で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題
 は無いと思われま。

 2番、諫早地区、福田町の農地1筆、1,236㎡について、耕作に便利のため、
 購入する申請です。権利取得後の農地面積は15,502㎡で、農業委員会が定め
 る下限面積を超えています。コンバインやトラクター等の機械は所有されており、
 家族と一緒に農作業をされています。また、農業に35年間従事され、譲受人宅か
 ら申請地までは徒歩で約3分ありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問
 題は無いと思われま。

 3番、諫早地区、目代町の農地1筆、1,191㎡について、耕作に便利のため、
 購入する申請です。権利取得後の農地面積は13,784.65㎡で、農業委員会

が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、トラクターや普通トラック等の機械も所有されております。また農作業をする役員の人数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社と申請地までは約500mでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

4番、小栗地区、平山町の農地1筆、247㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は5,532㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に45年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約10分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

5番、小野地区、小野島町の農地2筆、2,162㎡を耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は44,709㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に17年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

6番、小野地区、小野島町の農地2筆、2,161㎡を耕作に便利のため、交換する申請です。権利取得後の農地面積は23,398㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に15年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

7番、本野地区、上大渡野町の農地1筆、891㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は11,631㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや田植機等の機械は所有されております。また、農業に55年間従事され、譲受人宅と申請地までの距離は約1.5kmでありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

8番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、1,588㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,980㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや耕うん機等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

9番、長田地区、小豆崎町の農地1筆、949㎡を耕作に便利のため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は10,740㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま。

10番、多良見地区、多良見町東園の農地3筆、1,818㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は8,488.54㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されております。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約1分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。11番、多良見地区、多良見町東園の農地3筆、1,630㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は19,157㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。12番、多良見地区、多良見町東園の農地1筆、1,048㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は7,149.42㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。耕うん機や軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に40年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。13番、多良見地区、多良見町佐瀬の農地2筆、1,715.87㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は43,998.63㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。農地所有適格法人の要件は満たされており、軽トラックや田植機等の機械も所有されております。また農作業をする役員の数も経験も十分あると思われ、譲受人の会社から申請地までは車で約3分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。14番、森山地区、森山町下井牟田の農地3筆、2,200.63㎡を耕作に便利のため、贈与を受ける申請です。権利取得後の農地面積は15,355.89㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや軽トラック等の機械は所有されており、家族と一緒に農作業をされています。また、農業に30年間従事され、譲受人宅から申請地までは徒歩で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。15番、高来地区、高来町山道の農地1筆、284㎡を農業経営規模拡大を行うため、購入する申請です。権利取得後の農地面積は8,579㎡で、農業委員会が定める下限面積を超えています。トラクターや管理機等の機械は所有されております。また、農業に50年間従事され、譲受人宅から申請地までは車で約5分でありますので、機械、労働力、技術、通作距離に問題は無いと思われま

す。以上で説明を終わります。

議長 議案第1号の説明がありましたので、1番から3番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地に

において年間を通し、かぼちゃ、キャベツ、ナス等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

2番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

3番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、菊を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 1番から3番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、1番から3番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、1番から3番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、4番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 4番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

委員 次に、5番と6番・小野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
5番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

6番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、交換する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 5番と6番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、5番と6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、5番と6番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、7番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 7番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、8番と9番・長田地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 8番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。

9番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。

議 長 8番と9番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、8番と9番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。

- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
ご異議がないようですので、8番と9番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、10番から13番・多良見地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 10番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
11番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
12番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。
- 委 員 13番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、みかんを栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 10番から13番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
議 長 (「なし」と言う者あり)
ご質問がないようですので、10番から13番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
議 長 (「異議なし」と言う者あり)
ご異議がないようですので、10番から13番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、14番・森山地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 14番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、贈与を受ける農地において年間を通し、水稻を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議をお願いします。
- 議 長 14番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)
 ご質問がないようですので、14番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 ご異議がないようですので、14番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、15番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
 委員 15番の農地を地区推進委員と確認してきました。権利取得後は、購入する農地において年間を通し、玉ねぎ、白菜、ニンニク等を栽培されると見込まれます。権利取得後において周辺地域に及ぼす影響は特になく、「地域の農地の利用調整に協力する。」とのことであり、地域との調和要件も満たされています。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、地区協議会でも問題ないとの意見でした。ご審議の程よろしくをお願いします。
- 議 長 15番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
 (「なし」と言う者あり)
- 議 長 ご質問がないようですので、15番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
 (「異議なし」と言う者あり)
- 議 長 ご異議がないようですので、15番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
 (議案第2号) 事務局 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請書審議の件」を説明します。
 1番、目代町の畑582㎡の農地と隣接する併用地の一部26.53㎡を合わせた計608.53㎡に、住宅用地、農家住宅とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当します。申請地ですが、現状のまま利用し、東側に通路を設けます。建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は下水道へ接続します。隣接する農地はなく、資金については融資証明で確認しています。
 2番、小ヶ倉町の畑346㎡を資材置場用地とする転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。本件ですが、自動車部品販売業の資材置場としての転用申請で、申請地については造成をせず現状のまま利用し、除草・整地した後に砂利敷きを施します。雨水は自然流下、隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については残高証明書で確認しています。
 3番、川床町の畑202㎡の農地と隣接する併用地0.08㎡を合わせた計202.08㎡に、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については農地全体の広がり10ha以上ある第1種農地と思われませんが、集落に接続する住宅への転用のため、不許

可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、周辺には擁壁を新たに設けます。雨水は自然流下、汚水等は合併浄化槽を通じて道路側溝へ放流します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

4番、小川町の畑2筆333㎡の農地について、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は売買、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は水路及び道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続します。隣接する農地はありませんが、隣接地との間には土留め工事を行い、また、一部には擁壁を新たに設けます。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

5番、早見町の畑4筆、計2,985㎡の農地について、太陽光発電施設用地とする転用申請です。太陽光パネル1,200枚を設置し、設置面積は1,993.92㎡、売電単価は18円です。契約内容については、1筆が賃貸借20年、他3筆が売買となっております。区域区分はその他の区域、農振白地です。農地の立地基準は、第2種農地に該当します。本件は1,000㎡を超える開発行為であるため、市環境保全条例に基づく事前協議の対象となっており、事前協議完了届の提出がっております。申請地ですが、造成を実施せずそのまま利用し、雨水排水対策については申請地内にある既存の底張コンクリートを施した水路に放流し、道路側溝へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されており、資金については融資証明で確認しています。

6番、下大渡野町の畑3筆、計443.04㎡の農地と隣接する併用地4.44㎡を合わせた計447.48㎡に、住宅1棟を建築する転用申請です。区域区分は調整区域、農振白地です。契約内容は贈与、農地の立地基準については第2種農地に該当しております。申請地ですが、入口付近を最高0.5mほど切土を施し、建物は木造平屋建ての住宅を建築し、雨水は道路側溝へ、汚水等は公共下水道へ接続します。隣接する農地はありません。資金については融資証明で確認しています。また、都市計画法第43条第1項の規定による開発許可申請中です。

7番、高来町西尾の畑425㎡に住宅1棟を建築する転用申請で、持分を夫婦2分の1ずつとするものです。区域区分はその他の区域、農振白地です。契約内容は売買。農地の立地基準については農地全体の広がりがある第1種農地と思われますが、集落に接続する住宅への転用のため、不許可の例外に該当しております。申請地ですが、建物は木造2階建てで、雨水は道路側溝へ、汚水等については下水道へ接続します。隣接する農地所有者等との協議書が添付されております。資金については融資証明で確認しています。

議案第2号については以上となっております。

議長 議案第2号の説明がありましたので、1番・諫早地区担当の委員さん補足説明をお願いします。

委員 1番を担当地区の推進委員と現地調査を行ない、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 1番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、1番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、2番から4番・小栗地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 2番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
3番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。
4番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 長 2番から4番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 長 ご質問がないようですので、2番から4番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、2番から4番は、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 長 次に、5番・有喜地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 5番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 長 5番の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 長 ご質問がないようですので、5番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 長 ご異議がないようですので、5番は、申請どおり許可することに決定いたします。
議長 長 次に、6番・本野地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
委員 6番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 長 6番の説明がありました。何かご質問はありませんか。

- 議 長 (「なし」と言う者あり)
 ご質問がないようですので、6番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 ご異議がないようですので、6番は、申請どおり許可することに決定いたします。
 次に、7番・高来地区担当の委員さん補足説明をお願いします。
- 議 員 7番、担当地区の推進委員と現地調査を行い、地区協議会で協議したところ、土地利用計画図、被害防除計画書等から判断して適正であると思われます。ご審議のほどよろしくをお願いします。
- 議 長 7番の説明がありましたが、何かご質問はありませんか。
- 議 長 (「なし」と言う者あり)
 ご質問がないようですので、7番は申請どおり許可することにご異議ありませんか。
- 議 長 (「異議なし」と言う者あり)
 ご異議がないようですので、7番は、申請どおり許可することに決定いたします。
- 議 長 次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」を議題
 (議案第3号) といたします。事務局から、説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第3号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定審議の件」についてご説明いたします。
- 1番、小野地区、小野町の農地1筆、1,417㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
- 2番、小野地区、赤崎町の農地1筆、7,011㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
- 3番、小野地区、小野島町の農地1筆、3,107㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稻の生産を主体に経営されています。
- 4番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、51,575㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、レタス、馬鈴薯等の生産を主体に経営されています。
- 5番、中央干拓地区、中央干拓の農地2筆、43,235㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借3年で借り入れる新規の申出です。申出人は、飼料作物、馬鈴薯等の生産を主体に経営されています。
- 6番、長田地区、大場町の農地1筆、1,914㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ミニトマトの生産を主体に経営されています。
- 7番、長田地区、大場町の農地1筆、1,062㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借6年で借り入れる新規の申出です。申出人は、ミニトマトの生産を主

体に経営されています。

8番、高来地区、高来町神津倉、高来町三部壱の農地2筆、1,646㎡を、農業経営規模拡大を行うため、賃貸借10年で借り入れる新規の申出です。申出人は、水稲、馬鈴薯等の生産を主体に経営されています。

9番、森山地区、森山町田尻、森山町杉谷の農地3筆、2,166㎡を、農業経営規模拡大を行うため、購入する申出です。申出人は、水稲、麦、大豆の生産を主体に経営されています。

以上、1番～9番までの申し出は、権利取得後の全ての農地について、年間を通して耕作されると認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。以上で説明を終わります。

議長 議案第3号の説明がありました。1番から9番について、何かご質問はありますか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、1番から9番は、申出どおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、1番から9番は、申出どおり許可することに決定いたします。

(議案第3,4号) 続きまして、関連がありますので、議案第3号の10番から26番、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について、一括して議題とします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第3号の10番から26番、議案第4号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画に対する意見聴取の件」について説明します。

議案第3号の10番、諫早地区、福田町の農地1筆、1,729㎡を、議案第4号の1番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、ミニトマトの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の11番、小栗地区、平山町の農地1筆、3,234㎡を、議案第4号の2番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キュウリの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第3号の12番、小野地区、小野島町の農地2筆、7,569㎡と

議案第3号の13番、小野地区、小野島町の農地1筆、2,943㎡の計10,512㎡を、議案第4号の3番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稲、麦、玉ねぎの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の14番、長田地区、高天町の農地1筆、4,257㎡を、議案第4号の4番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、レタスの生産を主体に経営されており、今回、権利の設

定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の15番、森山地区、森山町慶師野、森山町本村、森山町田尻の農地11筆、計11,646.47㎡を、議案第4号の5番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用に繋がります。

議案第3号の16番、森山地区、森山町本村、森山町田尻の農地10筆、5,179㎡、

議案第3号の17番、森山地区、森山町本村の農地2筆、3,974㎡、

議案第3号の18番、森山地区、森山町本村の農地3筆、2,036㎡、

議案第3号の19番、森山地区、森山町本村の農地3筆、2,734㎡、

議案第3号の20番、森山地区、森山町本村の農地1筆、1,008㎡、

計19筆、14,931㎡を、議案第4号の6番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農地中間管理事業の活用と、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の21番、森山地区、森山町杉谷の農地5筆、2,549㎡を議案第4号の7番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります

同じく、議案第3号の21番、森山地区、森山町杉谷の農地1筆、869㎡を議案第4号の8番に賃貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の22番、高来地区、高来町神津倉の農地2筆、701㎡を、議案第4号の9番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、馬鈴薯の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の23番、高来地区、高来町西平原、の農地6筆、5,923㎡を、議案第4号の10番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、キャベツ、ニンニクの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

議案第3号の24番、小長井地区、小長井町大瀬の農地1筆、3,822㎡、

議案第3号の25番、小長井地区、小長井町川内の農地1筆、2,783㎡、

議案第3号の26番、小長井地区、小長井町川内の農地2筆、8,378㎡を

議案第4号の11番に使用貸借10年で新規に権利設定する農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、みかんの生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。

続きまして議案第4号の配分計画の変更について説明します。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、諫早地区、福田町の農地3筆4, 765㎡について、議案第4号の12番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、諫早地区、福田町の農地4筆4, 419㎡について、議案第4号の13番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、小野地区、宗方町の農地1筆1, 613㎡について、議案第4号の14番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である9年1ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、長田地区、小豆崎町の農地5筆7, 329㎡について、議案第4号の15番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である2年7ヶ月及び7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、長田地区、小豆崎町の農地4筆3, 863㎡について、議案第4号の16番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、人参の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、長田地区、小豆崎町の農地1筆816㎡について、議案第4号の17番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、馬鈴薯、大根の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、長田地区、小豆崎町の農地3筆3, 518㎡について、議案第4号の18番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受

ける者は、馬鈴薯、生姜の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、賃貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である7年7ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町慶師野の農地5筆3，957㎡について、議案第4号の19番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年4ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町慶師野の農地1筆1，570㎡について、議案第4号の20番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年4ヶ月となっています。

既に農業経営基盤強化促進法により農地中間管理機構が利用権の設定を受けている、森山地区、森山町下井牟田の農地2筆2，098㎡について、議案第4号の21番のとおり、配分を受ける者の変更を行う農用地利用配分計画です。権利の設定を受ける者は、水稻、麦の生産を主体に経営されており、今回、権利の設定を受けることにより、農業経営規模拡大に繋がります。契約内容は、使用貸借で、貸借期間は従前の貸借期間の残存期間である8年4ヶ月となっています。

以上、第3号議案の10番から26番までの申出は農地中間管理事業の実施に係るものと認められるため、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号の要件を満たしています。また、第4号議案の1番から21番までの農用地利用配分計画は、「農地中間管理事業の実施に関する規程」の「貸付先決定ルール」に基づき作成されたものであります。以上で説明を終わります。

議長 議案第3号の10番から26番、また、議案第4号の1番から21番について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第3号の10番から26番を許可し、議案第4号の1番から21番を「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第3号の10番から26番を許可し、議案第4号の1番から21番を「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第5号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第5号「地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見聴取の件」についてご説明いたします。

本案は、地籍調査課が地籍調査をした結果、登記地目の変更を予定している土地

について、農業委員会の意見を求められているものです。諫早地区、西小路町の土地1筆については、農地から農地以外に変更が予定されています。次に、真津山地区、小船越町の土地198筆のうち195筆については、農地から農地以外に、残りの3筆については、農地以外から農地に変更が予定されています。いずれも市街化区域内の農地でありますので、農地転用する際には許可申請ではなく、届出に相当するものとなります。なお、小船越町の方ですが、航空写真等で確認した結果、現況が明らかに非農地となっている土地が4筆ありました。地籍調査結果として農地と登記された場合、違反転用となってしまいますので、この4筆については、適切な地目への変更を求める旨の意見を付したいと思っております。また、この4筆については、お手元に資料を配布しておりますので、資料の説明をさせていただきます。1枚目の写真は、駐車場になっております。この土地につきましては、平成11年6月に5条の転用届出が提出されておりますので、雑種地となるかと思っております。それから2枚目ですが、現況が雑種地のようになっており、課税上も雑種地です。それから3枚目です。これも駐車場のようになっていますが、課税上はまだ畑のままでしたけれども、現況はほぼ雑種地となっています。それから4枚目ですけれども、ここは半分程度が畑課税、残りが雑種地課税となっています。畑が691㎡、雑種地が629㎡の課税ということで区分がされています。以上で資料の説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長 議案第5号について、何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議長 ご質問がないようですので、議案第5号の地籍調査事業による農地地目の変更については、意見を付して回答することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第5号の地籍調査事業による農地地目の変更については、意見を付して回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第6号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」(議案第6号)を議題といたします。事務局から、説明をお願いします。

事務局 議案第6号「農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定の件」についてご説明いたします。平成21年12月施行の農地法改正により、各市町村の農業委員会は、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部又は一部について、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに規定する別段の面積を設定できることとなりました。本農業委員会においては、平成21年12月に別段面積の設定が行われました。その後、平成22年12月に農林水産省経営局長通知の「農業委員会の適正な事務実施について」が一部改正され、農業委員会は、毎年、別段面積の設定又は修正の必要性を検討することとされました。このことにより、令和2年度の下限面積(別段面積)の設定について、提案するものです。提案内容は、令和元年度から設定面積の変更はなく、農地法施行規則第17条第1項を適用するものとなっています。農地法施行規則第17条第1項第3号の規定により、定めようとする面積未満の農地を耕作している農家数が、農家総数の概ね百分の四十を下回らな

いように算定することとされています。算定した結果、昨年と比べ、設定面積未満の農家数の割合に大きな変化がなかったことから、令和2年度の別段面積の変更は行わない旨、提案いたします。以上で説明を終わります。

議 長 議案第6号の説明がありました。何かご質問はありませんか。
(「なし」と言う者あり)

議 長 ご質問がないようですので、令和2年度の下限面積は(案)のとおり設定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と言う者あり)

議 長 ご異議がないようですので、令和2年度の下限面積は(案)のとおり設定することにご決定いたします。

(報 告) 次に、報告案件について、事務局より報告願います。

事 務 局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書受理の件」について報告します。諫早・本野地区から1件、小野地区から1件、有喜地区から2件、高来地区から1件、小長井地区から1件、合計6件出ています。届出理由は、全て相続により農地の所有権を取得したためです。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知の件」について報告します。小野地区から1件、中央干拓地区から1件、本野地区から1件、長田地区から2件、森山地区から3件、飯盛地区から1件、小長井地区から2件、合計11件の通知が出ています。解約理由としましては、小野地区の1件は時効取得により所有者の変更があったため、中央干拓地区の1件と本野地区の1件は、都合により耕作できなくなったため、長田地区の2件と森山地区の3件のうち2件は耕作者を変更するため、森山地区の残り1件は贈与するため、飯盛地区の1件は自己耕作を再開するため、小長井地区の2件は農地中間管理機構に貸し付けるためとなっております。

報告第3号「農地法第4条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、諫早地区、船越町の畑及び田の計158㎡を住宅用地にする届出です。

2番、多良見地区、多良見町中里の畑327㎡を住宅用地にする届出です。

報告第4号「農地法第5条の規定による農地転用届出書受理の件」につきましてご報告いたします。

1番、真津山地区、真崎町の田2筆、計907㎡を分譲住宅用地にする売買の届出です。

2番、多良見地区、多良見町の雑種地、現況が畑の22㎡を住宅用地にする売買の届出です。

報告第5号「農業用施設届出書受理の件」について報告します。

1番、赤崎町の畑1筆468㎡の内96㎡に農業用倉庫を設置する届出です。

報告第6号「非農地通知申出書受理の件」について報告します。

長田地区から3件、小長井地区から1件、合計4件の申出を受理いたしました。全て、山林・原野化しており、農振白地です。

報告第7号「非農地通知書送付の件」について報告します。

小野地区、人数128人、筆数226筆、面積118,308.11㎡、森山地区、人数336人、筆数555筆、面積339,430.14㎡の計461人(実数)、781筆、面積457,738.25㎡に非農地通知書を送付しました。

報告第8号「地法第32条に基づく利用意向調査の結果及び農地中間管理機構への情報提供の件」について報告します。昨年、7月から11月に行った利用状況調査の結果、A分類とされた荒廃農地563筆につきまして、昨年11月から所有者に対して農地法32条第1項に基づき利用意向調査を実施しました。対象者としては432人のうち207人から、対象筆としては563筆のうち279筆から回答がありました。その中で、農地中間管理機構の利用を希望した154筆については農地法第35条第1項に基づき、それ以外の409筆については農地法運用通知第3の5の(3)に基づき、農地中間管理機構へ情報提供を行いました。以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告の件について、何かご質問はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、報告の件は、ご了承をお願いいたします。

議長 以上をもちまして、ただいま議決されました案件は全て終了いたしました。お諮りします。

議決されました案件につきましては、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長 ご異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

議長 本日の、農地法等に係る審議結果をご報告します。

議案第1号	農地法第3条許可	15件。
議案第2号	農地法第5条許可	7件。
議案第3号	農業経営基盤強化促進法による利用権設定	26件。
議案第4号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画	21件。
議案第5号	地籍調査事業による農地地目の変更に伴う意見	1件。
議案第6号	農地法第3条第2項第5号の下限面積(別段面積)設定	1件。

以上、審議件数は、全部で71件でございました。

以上で本日の審議事項等はすべて終了いたしました。

委員さん方から何かご質問等はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長 なければ、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局 (事務連絡)

議長 ありがとうございます。それでは、これもちまして、令和元年度諫早市農業委員会第12回総会を閉会いたします。ありがとうございます。

議 長 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)

議事録署名人 _____ (印)